

静岡県警察本部告示第68号

静岡県警察本部等の所管する条例等に基づく事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱（平成18年静岡県警察本部告示第47号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月12日

静岡県警察本部長 久 田 誠

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この要綱は、静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年静岡県条例第65号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づき、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、 <u>警察本部</u> の所管する条例等に基づく事務に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により <u>行わせ、又は行う場合について必要な事項を定めるものとする。</u>	第1条 この要綱は、静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年静岡県条例第65号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条から第6条までの規定に基づき、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、 <u>警察本部等</u> の所管する条例等に基づく事務に係る手續等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合 <u>に關し、必要な事項を定めるものとする。</u>
(定義)	(定義)
第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 電子署名 <u>電子署名及び認証業務に関する法律</u> （平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。	第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、 <u>それぞれ</u> 当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 電子署名 <u>次に掲げるものをいう。</u> ア <u>電子署名及び認証業務に関する法律</u> <u>（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名</u> イ <u>政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名</u> (3) 電子証明書 申請等を行う者又は警察本部等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの

者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるものをいう。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定するもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定により登記官が作成したもの

エ アからウまでに掲げるもののほか、警察本部等が指定するもの

2 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行

者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(4) 申請等 情報通信技術利用条例第2条第6号に規定する申請等のうち、警察本部等に対して行われるものをいう。

(5) 処分通知等 情報通信技術利用条例第2条第7号に規定する処分通知等のうち、警察本部等が行うものをいう。

2 (略)

(対象手続の公表)

第3条 静岡県警察本部長（以下「本部長」という。）は、警察本部等がこの要綱の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等を、あらかじめ、当該手続等の根拠となる条例等の名称その他警察本部等が必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(申請等の手続)

第4条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、警察本部等の使用に係る電子

うときに記載すべきこととされている事項を、同項の申請等をする者の使用に係る電子計算機（警察本部が定める技術的基準に適合するものに限る。）から入力して行うものとする。

2 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、前項の電子計算機から入力し、又は当該書面等若しくは当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出するものとする。

計算機と当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機（警察本部等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

3 前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。この場合において、書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

4 前2項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信するものとする。ただし、本部長が指定する申請等ごとに、本部長により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ本部長が指定する措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を

3 条例等の規定により同一内容の書面等又は電磁的記録を数通必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）を行う者が、第1項又は第2項の規定により、当該数通の書面等のうち1通に記載され若しくは当該数通の電磁的記録のうち1通に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が入力されたものとみなす。

4 第1項の規定により申請等が行われる場合において、第2項の併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録について当該書面等又は電磁的記録に記載すべきこととされている事項を確認するための措置が講じられるときは、当該書面等又は電磁的記録の提出を省略させることができる。

他の法令の規定において準用する場合を含む。の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

(3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

5 条例等の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）を行う者が、第2項及び第3項の規定により、当該数通の書面等のうち1通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第5条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第4項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置その他申請等を

行った者を確認するための措置として前条第4項ただし書に規定する措置とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第6条 申請等のうちに、情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として、次に掲げる場合には、当該部分に係る申請等を電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

(1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると本部長が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると本部長が認める場合

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合

(4) 前3号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、第4条第2項及び第3項の規定により申請等を行う者は、書面等（前項に規定する部分に係るものに限る。）を提出しようとするときは、本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしなければならない。

（处分通知等の手続）

第7条 警察本部等は、情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して处分通知等を行うときは、警察本部等の使用に係る電子計算機と当該处分通知

（電子情報処理組織による处分通知等）

第4条 警察本部等は、情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して处分通知等を行うときは、当該处分通知等を書面等により行うときに記載すべ

きこととされている事項を同項に規定する県の機関等の使用に係る電子計算機のうち警察本部等の使用に係るものに備えられたファイルに記録するものとする。

等を受ける者の使用に係る電子計算機（警察本部等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

2 警察本部等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を警察本部等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

3 前項の場合において、警察本部等は、本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第8条 警察本部等は、前条第1項の規定により処分通知等を受ける者が、次の各号に掲げるいずれかの方式により当該処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨を表示した場合に限り、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うことができる。

[1] 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

[2] 第4条第2項に規定する方法による警察本部等への届出

（処分通知等に係る署名等に代わる措置）

第9条 情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として本部長が定める措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第10条 処分通知等のうちに、情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として、次に掲げる場合には、当該部分に係る処分通知等を速やかに行わなければならない。

[1] 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると本部長が認める場合

[2] 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると本部長が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 (略)

(電磁的記録による作成等)

第6条 警察本部等は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を警察本部等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する方法を含む。）により行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第7条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて警察本部等の定めるものは、次に掲げるものとする。

[1] 申請等に係る情報に電子署名を行い、当

第11条 (略)

(電磁的記録による作成等)

第12条 警察本部等は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を警察本部等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により行うものとする。

（作成等に係る署名等に代わる措置）

第13条 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて警察本部等の定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付する措置とする。

該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信する措置

(②) 警察本部等の指定する方法により、申請等を行った者を確認するための措置

2 情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて警察本部等の定めるものは、処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に併せて警察本部等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置とする。

3 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて警察本部等の定めるものは、作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付する措置とする。

(手続の公表)

第8条 静岡県警察本部長は、警察本部等が情報通信技術利用条例の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により手続等を行わせ、又は行うこととするときは、あらかじめ、当該手続等の根拠となる条例等の名称、条項その他警察本部等が必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、静岡県警察本部長が別に定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和7年12月15日から施行する。